

建設業のための広場ホームページ広告掲載要領

(目的)

第1条 この要領は、三重県県土整備部が管理するホームページ「建設業のための広場」への広告掲載を適正に行うため、三重県広告掲載要綱(以下「要綱」という。)に基づく広告掲載の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類・規格等)

第2条 広告の種類及び要綱第4条に規定する広告の掲載位置、掲載枠数、規格等は次に掲げるとおりとする。

- (1) 広告の種類 バナー広告
- (2) 掲載位置 別途募集時に定める
- (3) 掲載枠数 別途募集時に定める
- (4) 規格 別途募集時に定める
- (5) 形式 別途募集時に定める
- (6) データ容量 別途募集時に定める

(広告の掲載基準)

第3条 前条に規定するバナー広告は、文字又は画像で表示された情報で、広告主の指定するホームページにリンクする機能を有するものをいい、要綱第3条に規定する広告の掲載基準は、バナー広告本体だけでなくリンク先のホームページの内容及び業務内容についても適用する。

2 前項に掲げるほか、要綱第3条第4項の規定により、広告を掲載することができないものとして、次のものを加える。

- (1) 三重県暴力団排除条例(平成22年三重県条例第48号)に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
- (2) 三重県の建設工事の入札・契約制度において、公平性、透明性及び競争性の確保に支障があると県が認める者
- (3) その他建設業のための広場として、県が適切でないと判断する者

(広告の掲載の期間)

第4条 要綱第5条の規定による広告を掲載する期間は、1か月を単位とする。ただし、1か月を超える期間の広告掲載の申込みがあった場合は、その期間を掲載期間とすることができる。

2 広告掲載開始日又は広告掲載終了日が三重県の休日を定める条例(平成元年三重県条例第2号)第1条に規定する休日に当たる場合の広告掲載開始日又は広告掲載終了日は、県が別に定める。

(広告の募集方法)

第 5 条 要綱第 6 条の規定による広告の募集方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 募集方法は、原則として建設業のための広場ホームページに募集要領等を掲載することにより公募するものとする。
- (2) 建設業のための広場ホームページへの広告掲載を希望する者は様式第 1 号により県に申し込むものとする。
- (3) 県は、前号による申込みがあった場合で必要と認めるときは、広告掲載希望者に対し、広告掲載に必要な範囲において資料の提出を求めることができる。

(広告掲載の決定)

第 6 条 県は、前条の規定による申込みがあった場合は、募集期間終了後、速やかに第 12 条に規定する建設業のための広場ホームページ広告掲載審査会を開催し、要綱第 7 条第 1 項に規定する順位により広告掲載を決定する。この場合、同じ順位のとときは、掲載希望月の総数の多いものを優先して選定することができる。

- 2 県は前項の規定により建設業のための広場ホームページへの広告の掲載(不掲載)を決定したときは、様式第 2 号により当該申込者に通知する。

(広告掲載料)

第 7 条 広告掲載料は、1 枠当たり月額 10,000 円(消費税及び地方消費税を含む。)とする。

- 2 広告主は、前項の規定による広告掲載料を、県が指定した日までに、県が発行する納入通知書により前納するものとする。ただし、前納することが困難な場合は、県と協議のうえ、別途定める期日までに納入することができる。
- 3 広告主は、全期間分の掲載料を一括して納付するものとする。ただし、全期間分の掲載料を一括して納付することが困難な場合は、県と協議のうえ、分納することができる。

(広告掲載料の返還)

第 8 条 県は、広告主の責に帰さない理由により、広告の掲載期間において当該広告を掲載しなかったときは、掲載しなかった日数に応じて、前条の規定により定めた広告掲載料に基づき、日割計算により算出した金額を広告主に返還する。ただし、当該広告を掲載しなかった期間が 1 か月単位につき 1 日未満の場合は、返還しないものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる理由により、県が県ホームページの運営を一時停止した場合は、その広告掲載料を返還しないものとする。ただし、一時停止の期間が 2 日を超える場合は、前項の規定に準じて広告掲載料を返還する。
 - (1) 機器等の保守又は工事を行う場合
 - (2) 天災、事変その他の非常事態が発生した場合

- 3 県は、要綱第8条第2項の規定により広告掲載を取り消した場合において、既に広告掲載料が納付されているときは、納付済みの広告掲載料は広告主に返還しない。
- 4 県は、要綱第9条の規定による広告掲載の取下げを受理した場合において、既に広告掲載料が納付されているときは、納付済みの広告掲載料は広告主に返還しない。
ただし、複数月の広告掲載料を納付している場合は、広告の取下げを受理した日の属する月の翌月以降の月に係る広告掲載料を返還する。
- 5 前各項の規定により還付する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告原稿の作成)

- 第9条 広告主は、原則として広告掲載開始日から起算して10日前までの県の指定する日までに、原稿を県の指定する場所に提出するものとする。
- 2 前項の規定により作成する広告原稿に要する経費は、広告主が負担するものとする。
 - 3 県は、第1項の規定により提出された広告原稿の内容が第2条、第3条、第10条、及び要綱第3条の規定に違反すると認める場合は、広告主に対して修正を求めることができる。

(広告の禁止表現)

- 第10条 広告の禁止表現は、原則として次に掲げるものとし、いずれかに該当する場合は、その広告は掲載しない。
- (1) 閲覧者の意思に反した動きをしたり、誤解を与えたりするおそれがあるもの
 - (2) 閲覧者に不快感を与えるおそれがあるもの
 - (3) 実際には機能しないもの
 - (4) その他広告の表現として適当でないと県が認めるもの
- 2 広告の制限事項は、広告の表現、動き及び配色等で、閲覧者に不快感を与えるおそれがあると認める場合とし、制限に反する場合は、その広告の掲載を認めない。

(広告原稿及び広告リンク先の変更)

- 第11条 広告主は、広告原稿及び広告のリンク先を変更する場合は、変更しようとする日から起算して、県の休日を除く5日前までに県に届け出るものとする。ただし、広告原稿及び広告のリンク先の変更については、1か月あたり2回を上限とする。

(審査会)

- 第12条 要綱第11条の規定により、建設業のための広場ホームページに掲載する広告の可否を審査するため、建設業のための広場ホームページ広告掲載審査会(以下「審査会」という。)を設ける。
- 2 審査会は別表1のとおり委員長及び委員をもって構成する。
 - 3 委員長は、必要と認めるときは、あらかじめ当該広告に関連する事務を所掌する

課等に意見を求めることができる。

- 4 委員長は、必要と認めるときは、当該広告に関連する事務を所掌する課等の長を臨時委員に指名することができる。
- 5 審査会の会議は、委員長がその議長となる。
- 6 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。
- 7 審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 8 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 9 委員長は、必要があると認めるときは、審査会に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(審査の特例)

- 第13条 前条の規定による審査会を招集することができないとき、又は会長が審査会を招集する必要がないと認めるときは、書面による合議をもって、審査会の審査に代えることができる。
- 2 前項の書面による合議の場合において、第12条第7項及び第8項に「出席」とあるのは「合議」と読み替えるものとする。

(事務局)

第14条 審査会の事務局は、三重県県土整備部建設業課に置く。

(協議)

第15条 この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、県と広告主双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(裁判管轄)

第16条 この要領に定める広告掲載に関する訴訟は、津地方裁判所に提訴するものとする。

附則

この要領は平成29年4月1日から施行する。

この要領は平成29年6月1日から施行する。

別表 1 (第12条関係) 建設業のための広場ホームページ広告掲載審査会委員

委員長	県土整備部副部長 (公共事業総合政策担当)
委員	広聴広報課長
	法務・文書課長
	財政課長
	人権課長
	消費生活監
	県土整備総務課長
	建設業課長